
総合口座取引規定

1. (総合口座取引に係る契約の成立)

総合口座取引に係る契約は、お客さまから総合口座取引に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、せとしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）
- ② 自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、定額複利定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 定期積金（平成27年8月3日以降は、この取扱いを停止しています。）
- ④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）および解約ができます。

(2) 定期預金および定期積金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続ならびに定期積金の解約は、当金庫本支店のどこの店舗でもお取扱いただけます。

4. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、自由金利型期日指定定期預金または定額複利定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に自由金利型期日指定定期預金または定額複利定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。ただし、自由金利型期日指定定期預金または定額複利定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続（ただし、前記第4条第1項による継続を除きます。）および定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約する場合は、定期積金掛込帳も併せて提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。ただし、無利息型普通預金には利息をつけません。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出

し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもってこの総合口座の担保となっている定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金ならびに定期積金残高の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、定期預金または定期積金に小切手その他の証券類による受入れがあるときは、その証券類が決済されるまでその受入額は上記合計額に含めません。
- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。
- なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金または定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預積金の金額または（仮）差押にかかる預積金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が高極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A. 自由金利型期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - E. 定額複利定期預金を貸越金の担保とする場合
その定額複利定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.50%を加えた利率
 - F. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.70%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金または定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。
この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%（年365日の日割計算）とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所、在留資格・在留期間、その他の届出事項の変更の届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳や印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金および定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

11. (手数料)

- (1) この預金に当金庫所定の枚数を超える硬貨にて預入れをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (2) この預金から当金庫所定の枚数を超える金種指定による払戻しをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。また、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳等による払戻し)

- (1) 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

-
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
14. (即時支払)
- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - ② 預金者に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
 - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
 - ⑤ 預金者が行方不明になったことを当金庫が知ったとき
 - ⑥ 定期預金債権、定期積金債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき
15. (取引等の制限)
- (1) 当金庫は、**預金者に関する情報（個人の場合には、氏名、住居、生年月日、取引目的、職業、国籍、在留資格・在留期限満了日、経済制裁対象国等との取引・資産の有無、法人の場合には、名称、本店または主たる事務所の所在地、取引目的、事業の内容、実質的支配者の氏名、住居および生年月日）等、および具体的な取引の内容等（以下、「預金者情報」といいます。）を適切に管理把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。また、預金者情報等に変更があった場合は、速やかに当金庫に届け出てください。**
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し、何ら回答なく指定された提出期限や在留期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反し、または預金者情報と照らし預金者との取引を継続することが不適切である当金庫が判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
-

-
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出した在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前2項から4項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (6) 前2項から5項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳および届出の印章を持参のうえ、申出てください。
- この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金または定期積金の記載がある場合で、定期預金または定期積金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)、定期積金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名をもってこれに代えることができます。
- (4) 第15条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この取引の預金者が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の預金者の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ② この取引の預金者が第20条第1項に違反したとき
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第1項もしくは第3項にもとづく各種確認や提出された資料等に関し、預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかなる場合
 - ④ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。
- なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

-
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

- (7) 普通預金において、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (8) 前3項に基づく解約をした場合に第18条の差引計算等により、なお普通預金の残高がある場合。またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

- (9) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、取引先が到達を妨げるなどして通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします

17. (通知等)

届出のあった氏名、名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたは預金者が到達を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします

18. (差引計算)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率、定期積金の利回りはその約定利回りとなります。

19. (成年後見人等の届出)

-
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った取引については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

20. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金および定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金または定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預積金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金において2年以上、預入または払戻しのない場合には、未利用口座の対象となります。
ただし、この預入または払戻しには、預金の利息組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。
- (2) 次のいずれかの場合に該当するときは当該手数料の対象外とします。
- ① この預金残高が1万円以上の口座
 - ② 当金庫の（本支店を含みます）で、この預金のほかにお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金等）のお取引がある場合
 - ③ 当金庫でお借入がある場合（カードローン契約があり、ご利用がない場合も含みます。）
 - ④ 個人のお客さまで、年齢が18歳未満の方の口座
 - ⑤ 当金庫の出資会員で配当金入金口座に指定されている口座
 - ⑥ この預金において、当金庫に対し死亡届の届出がされている口座
- (3) 未利用口座からは、払戻請求書等によらず、当金庫が別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、お客さまに通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (5) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

23. (休眠預金等活用法に関する特約の適用)

当金庫は、この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）にもとづく特約を適用します。

24. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上